

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	ともかぜ振興会館の利用許可の取消し等		
根拠法令及び条項	那覇市ともかぜ振興会館条例		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
処分基準	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市ともかぜ振興会館条例 (利用許可の取消し等) 第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (2) 利用許可に付した条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。 (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。		
	処分基準 設定年月日	令和元年7月4日	処分基準 最終変更年月日
所管部署	総務部 平和交流・男女参画課		
備考	当該施設は、市が直営で管理を行っている。		

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。